

◎独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律

(平成一九年四月二〇日法律第二八号)

一、提案理由 (平成一九年三月二七日・衆議院文部科学委員会)

○伊吹国務大臣 このたび政府から提出いたしました独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、核融合エネルギーの実現に向けた研究開発を国際協力により実施するイーター事業等に我が国として参加するため、今国会において、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結について、御承認をお願いしているところであります。

同協定等において、加盟者は、国内機関等を通じて、イーターに必要な機器の製作等を行うこととされております。

この法律案は、独立行政法人日本原子力研究開発機構を当該国内機関等に指定して、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するために、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、国際約束の履行に必要なであると認めるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、必要な措置をとることを求めることができることといたしております。

第二に、主務大臣から当該求めがあったときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構は当該求めに応じなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

以上です。

二、衆議院文部科学委員長報告 (平成一九年三月二九日)

○榊屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して必要な措置をとることを求めることができる措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする、

第二に、機構は、主務大臣から第一の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならないものとするのであります。

本案は、三月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日伊吹文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十八日質疑を行い、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院文教科学委員長報告（平成一九年四月一三日）

○狩野安君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して必要な措置をとることを求めることができることとするものであります。

委員会におきましては、核融合エネルギー実現の可能性、イーター計画に係る評価体制の確立と国民への理解増進の必要性、日本原子力研究開発機構の安全研究予算の充実等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。